

事業名		令和8年度若年者専修学校等技能習得資金貸与事業	宮若市	
貸与要件	対象者	市内に居住する者又はその子弟であり、中学校・高等学校の新規卒業者及び当該年度の高等学校中退者で、その他の奨学金や生活福祉資金の給付・貸与を受けないもの。		
	対象学校	1 専修学校 (1) 専門課程 (修業年限1年以上2年未満のものに限る) (2) 高等課程 (修業年限1年以上) * 修業年限2年以上の学科については技能重視の学科のみ実施。 (3) 一般課程 (修業年限1年以上) 2 各種学校 (修業年限1年以上) * 職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る。 ※対象の学校は別紙のとおり		
	収入基準 (①～④のいずれかに該当)	① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 ② 地方税法の規定により市町村民税が非課税とされている世帯 ③ 地方税法の規定により市町村民税が減免されている世帯 ④ 世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯		
貸与単価	・ 修学資金(月額): 専門課程 53,000円 その他課程等 30,000円 ・ 入校支度金: 100,000円			
申請書類	①貸与申請書 ②世帯調書 ③在学証明書 ④市長が必要と定める書類			
申請時期	令和8年4月3日(金) から令和8年4月17日(金)			
申請先	〒823-0011 福岡県宮若市宮田29番地1 宮若市教育委員会 学校教育課 学校教育係 (④番窓口)			
貸付利息	無利子	貸付期間	在学期間(留年不可)	
貸付交付日	入学支度金 決定後速やかに交付 1期(4月～7月分) 7月末 2期(8月～11月分) 11月末 3期(12月～3月分) 3月末	貸付方法	口座振込み	
連帯保証人	1人(福岡県に居住し、且つ独立の生計を営む成年者) ※ 申請者が未成年者のときは親権者又は後見人			
返還期間	卒業後6ヶ月経過後から在学期間の3倍の期間以内(ただし、原則最長12年以内)			
返還方法	月賦、半年賦、年賦、その他1年以内の割賦			
返還免除	○資金の貸与を受けた者が、死亡したとき(全額) ○資金の貸与を受けた者が、精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、技能習得資金を返還することができなくなったとき(全額または一部)			
返還猶予	○災害又は傷病等により返還期日までに返還することが困難と認められるとき。 ○高等学校、専修学校若しくは大学等に在学するとき			
お問合せ先	宮若市教育委員会 学校教育課 学校教育係 ☎ 0949-32-1007			